

川崎市告示第512号

対策目標値の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第6条の規定に基づき、対策目標値を次のように定め、平成28年10月1日から適用し、平成23年川崎市告示第183号は、同日から廃止する。

平成28年9月20日

川崎市長 福田 紀彦

物質	対策目標値	
二酸化硫黄	1時間値	0.10ppm以下
	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1時間値	0.20mg/m ³ 以下
	1時間値の1日平均値	0.10mg/m ³ 以下